

墓 地 内 工 事 施 行 注 意 事 項

浜見台霊園・堀町公園墓地内の景観と清浄な環境を維持するため、下記事項を厳守してください。

記

1. 墓地内工事施行について

- (1) 墓碑等の工事をする際には、施工開始3日前までに関係書類を添付のうえ、「墓地内工事施行届」を管理事務所へ提出し、許可を受けること。
- (2) 施工期間は、約40日間とする。
- (3) 工事は、必ず係員の立会いのもとに区画を確認し、作業に関する説明を受けること。
- (4) 車両は、園内では徐行のこと。
- (5) 園内の水道は使用しないこと。
- (6) カロートから配水管を設置すること。
- (7) 工事から出る残材(残土・生コン・砕石等)は、施工業者又は申請者が持ち帰ること。
- (8) 工事場所、隣接地及び周囲(側溝・芝生・樹木付近)の清掃と後始末を励行し、付近の原状復元に留意し、美観の保持に努めること。
- (9) 道具を園内で洗わないこと(特に生コンがついているもの)。
- (10) 他の墓碑等を傷つけたり汚したりしないこと。やむを得ず傷つけたり汚したりした場合は、速やかに管理事務所へ報告すること。
- (11) 終了時には必ず管理事務所へ報告し、検査を受けること。
- (12) その他、管理事務所の指示を守ること。

2. 墓地使用の制限と条件について

次の範囲内とする。(ただし、浜見台霊園の特別霊域は除きます。)

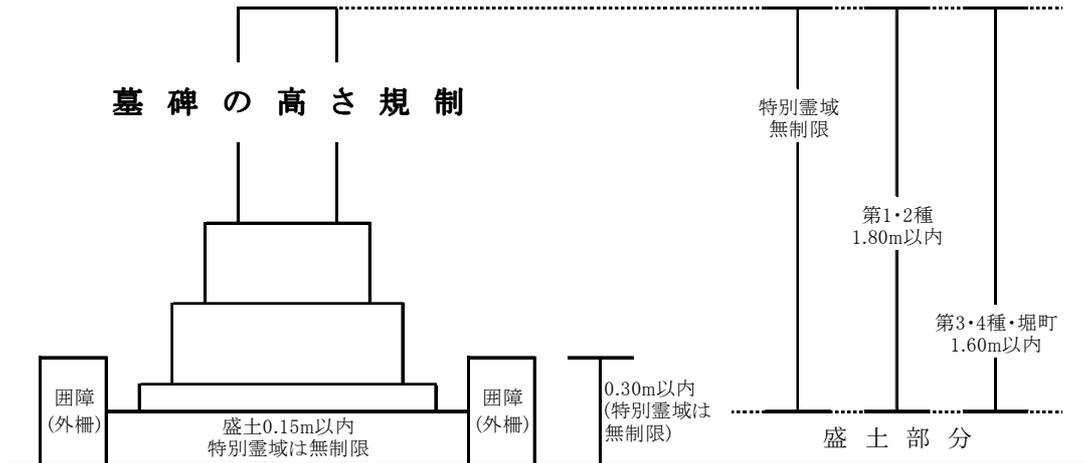
- (1) 施設の高さは別表1のとおり
- (2) 設備の数は別表2のとおり

別表1

種別	区分	盛土	囲障 (外柵)	墓碑 (石碑)	形象物 (墓誌・燈籠類)	その他工作物 (線香台・塔婆立)	樹木 (灌木のみ)
浜見台霊園	第1種	0.15m	0.30m	1.80m	1.80m	1.80m	2.00m
	第2種						
	第3種	0.15m	0.30m	1.60m	1.60m	1.60m	1.80m
	第4種						
堀町公園墓地							

別表2

施設物	墓碑	墓誌	カロート	線香台	供物台	塔婆立	燈籠	花立
数量	1基	1 個				1 対		



圍障 (外柵) 規制

使用許可寸法より工事完了時の寸法は幅員左右とも1cm狭く、奥行き1cm手前に仕上げること。

特別靈域

4 m² ~ 32 m²

幅員左右とも1cm狭く

奥行き1cm手前

第 1 種 4.00m × 3.00m = 12.00m ² 	第 2 種 2.50m × 3.20m = 8.00m ²
第 3 種 2.00m × 3.00m = 6.00m ² 	第 4 種 1.60m × 2.50m = 4.00m ²

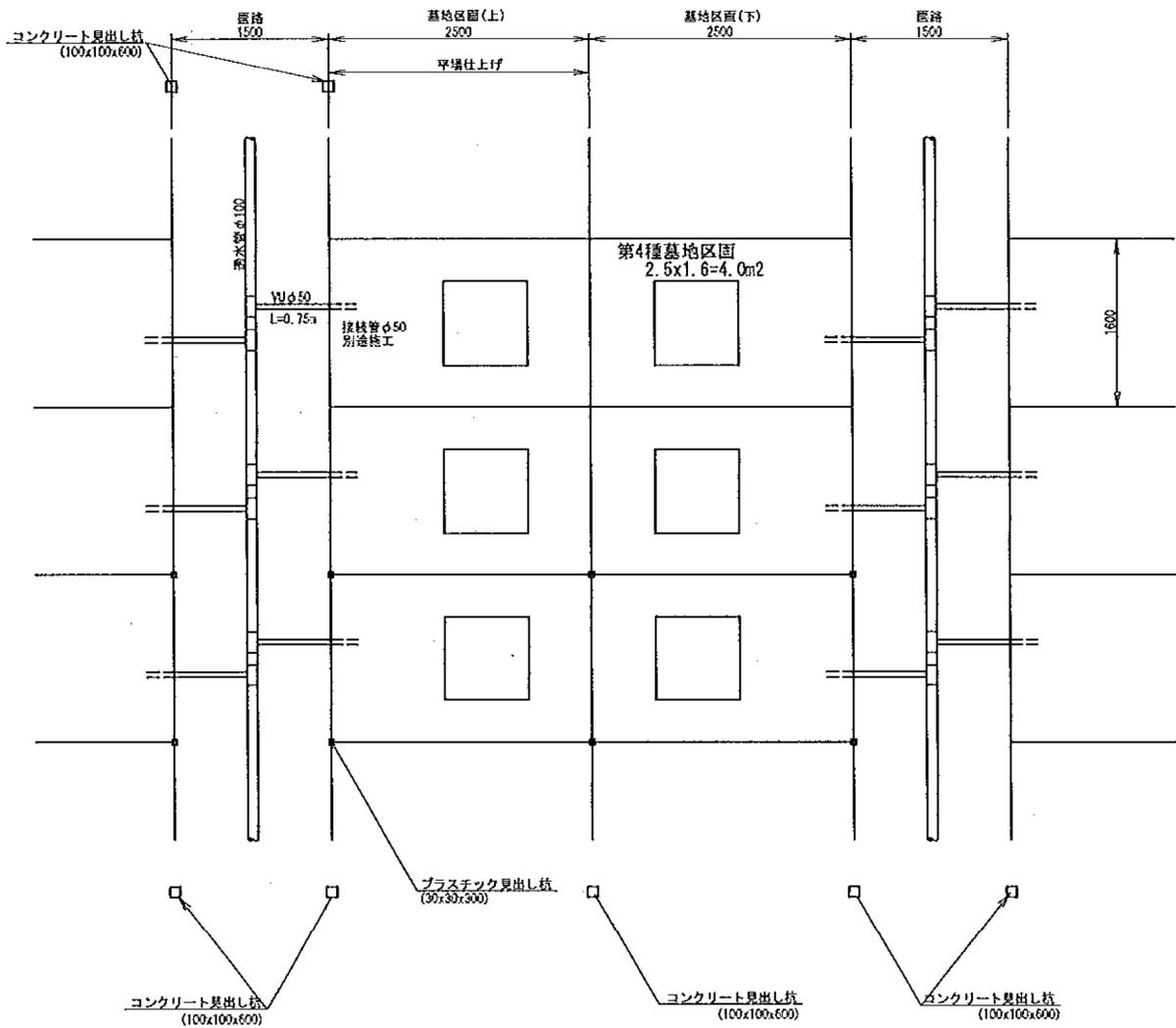
以上の各事項に違反した墓地は、水戸市公園墓地条例及び同施行規則により、工事の修正又は返還をしていただくこともありますので、申し添えます。

水戸市公園墓地管理事務所

〒310-0901 水戸市田野町1800-1

電話番号 029-229-8143

墓地造成標準平面図 $S=1:50$



墓地造成標準断面図 $S=1:50$

